

△ (十四) 團體交渉権ニ付テ所置問シタイ横須賀ヲ決議共シ
タ各工伴之職ノ團體カヲ提安サレタ問題ハ各工廠長ハ
提出シベキモノデナカツタ者々ノ要求スルモノハ海軍大臣ニ直
接出シテ貰ヒタカツタリデアルガドウ言フ意味カラ各工廠
長ニ出サセタカ

(番外三) 甲ノ出頭時ノ申合ハセテ工廠長ガ各々ノ組合ヲ認メ
テ居ルノテ工廠長ニ出シタノ手アルガ艦政本部長トノ内談
ニ今海軍解明ノ團體ハ認メラレテ居ナイ個カノ團體ハ工
廠長タケガ認メテ居ルガ海軍大臣トシテハ認メテ居ナイト云
フテ私的ニ逢リテ意見ヲ交換シタリデアル、出頭時ノ意見ヲ
其ノ儘傳ヘルノ團體交渉権ヲ認メル海軍省ハ一方ニ工作
廳ヲ持ツテ居ルガ又一方ニ階級制度ハ全教イ軍人ヲ

有シテ居ル關係モアルノデ工廠長トカ司令長官トカ色々ナ
手ヲ経ル即チ順序ヲ踏ンデ来ナイト具合ガ悪イ工廠長
カ下ニ交渉スル権能ヲ與ヘテアルノデアルガ職工ハ直接大
臣ニ交渉スル軍人ハ階級制度ニヨリテシラレナイト言フコトニナ
ルト面白クナイ其工廠長ヲサテ置キ軍ヲヤルト言フ為ニ具
合ガ悪イカラ個人ノ意見トシテ工廠長ニ出シテ欲シイト
思フト言フノデ當局ノ意ノアル所ヲ諒トシテ申合ハシテ工
廠長ニ提出シタリノデアル、大臣ニ出サナカツタノハコウ言フ
事情デアツタノデ又カラ言フサレタリ

(十四) ソウ言フ事情テ各工廠長ニアテホシタノトスレバ各々
ハ直接海軍大臣ニ聞イテ貰ヒタリト思フコトヲ居タリデアルカ
ラ此ノ際海軍大臣ニ交渉シタリト思フコトヲ居ル特ニ本問